

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市神楽岡13条6丁目2番4号

氏名 有限会社ミヤザキ
代表取締役 宮崎 哲夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日 平成 20年 8月 12日

許可の有効期限 平成 25年 8月 11日

1 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、感染性産業廃棄物、銻さい（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの）、ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの）。積替保管有り。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 9.85m²
種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。
保管上限 2,199L

施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 6.64m²
種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。
保管上限 45L
- ・汚泥（有害物質を含むもの）。
保管上限 1,000L

